

第2章 各国にみる労働施策の概要と最近の動向

アメリカ

1 経済及び雇用・失業等の動向

アメリカ経済は2001年3月から景気後退期に入ったが、2001年第4四半期に景気が反転して以降、2005年第2四半期まで、15四半期連続でプラス成長となっており、景気は拡大基調にある。

雇用動向をみると、1993年以降、2000年まで雇用者数は建設業、小売業、専門的・対事業所サービス、教育・健康関連サービス、政府を中心に年300万人程度のペースで堅調に増加していた。その後、2002、2003年と連続して雇用者数が減少に転じたものの、2004年には、好調な景気を反映し、148万人の増加となった。

また、失業率は、雇用の好調さを反映して2000年まで低下が続いていたが、2001年に入るところから急激に上昇し、2003年には6.0%まで上がった。しかし、2004年には、5.5%に低下した。2005年に入っても低下傾向は続いており、2005年第3四半期には、5.0%となった。

〈表2-3〉 米国の実質 GDP 成長率と雇用・失業の動向

年月	2001	2002	2003	2004	2005						
					1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
実質GDP成長率	0.8	1.6	2.7	4.2	4.3	3.5	4.0	3.3	3.8	3.3	4.1
就業者数	136,933	136,485	137,736	139,252	138,473	138,894	139,548	140,059	140,373	141,506	142,324
失業者数	6,801	8,378	8,774	8,149	8,309	8,188	8,055	8,018	7,775	7,589	7,503
失業率	4.7	5.8	6.0	5.5	5.7	5.6	5.5	5.4	5.2	5.1	5.0
16~19歳	14.7	16.5	17.5	17.0	16.6	16.8	17.2	17.2	16.9	17.2	16.1
20~24歳	8.3	9.7	10.0	9.4	9.6	9.5	9.3	9.3	9.4	8.8	8.6

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済データ」、連邦商務省経済分析局[BEA]ホームページ、連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ及び「Statistical Abstract of United States : 2004-2005」
(注) 四半期の数字は季節調整値。
実質GDP成長率の四半期数値に関しては、前期比年率。

〈表2-4〉 米国における産業別雇用者数の推移

(万人)

年	雇用者数						雇用者数の増減差					
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	1999 ~2004	1999 ~2000	2000 ~2001	2001 ~2002	2002 ~2003	2003 ~2004
非農業雇用者計	12,899	13,179	13,183	13,034	13,000	13,148	-179	279	4	-149	-34	148
鉱業	60	60	61	58	57	59	-3	0	1	-2	-1	2
建設業	655	679	683	672	674	696	-5	24	4	-11	2	23
製造業	1,732	1,726	1,644	1,526	1,451	1,433	-275	-6	-82	-118	-75	-18
うち耐久財	1,083	1,088	1,034	948	896	892	-191	5	-54	-85	-52	-4
非耐久財	649	639	611	578	555	541	-84	-10	-28	-33	-23	-14
卸売・小売業、運輸、電気・ガス・水道等事業	2,577	2,623	2,598	2,550	2,529	2,551	-94	45	-24	-49	-21	22
うち小売業	1,497	1,528	1,524	1,503	1,492	1,503	-36	31	-4	-21	-11	12
情報通信業	342	363	363	340	319	314	-44	21	0	-23	-21	-5
金融、保険、不動産業	765	769	781	785	798	805	29	4	12	4	13	8
専門的サービス、対事業所サービス	1,596	1,667	1,648	1,598	1,599	1,641	-68	71	-19	-50	1	43
うち労働者派遣業	247	264	234	219	222	239	-41	17	-30	-14	3	17
教育・健康関連サービス	1,480	1,511	1,565	1,620	1,659	1,695	148	31	54	55	39	37
余暇、レクリエーション	1,154	1,186	1,204	1,199	1,217	1,248	31	32	17	-5	19	31
その他サービス	509	517	526	537	540	543	23	8	9	11	3	3
連邦・州・地方政府	2,031	2,079	2,112	2,151	2,158	2,162	79	48	33	40	7	4

資料出所 連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ

2 賃金・物価・労働時間等の動向

適当たり名目賃金(民間非農業、生産・非監督的労働者)の上昇率は、2000年の3.9%から年々縮小を続け、2004年には2.2%となった。

2004年の民間非農業、生産・非監督的労働者の適当たり支払い労働時間(賃金の支払対象となる時間数のこと、実際に就業した時間以外に、年次有給休暇、賃金が支払われる病気休暇などを含む賃金の支払い対象となった時間)は、前年と同水準の33.7時間となった。適当たり賃金(民間非農業、生産・非監督的労働者)は、ここ数年上昇傾向にあり、2004年は528.6ドル(1ドル=108.19円、2004年)となった。また、製造業の所定外労働時間は、ここ数年上昇しており、2004年は4.6時間となった。

〈表2-5〉米国の名目賃金及び消費者物価上昇率の推移

年	2000	2001	2002	2003	2004
賃金上昇率(名目)	3.9	2.7	2.6	2.2	2.2
消費者物価上昇率	3.4	2.8	1.6	2.3	2.7

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済データ」、連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ

(注) 賃金上昇率(名目)は、BLSホームページの民間非農業、生産・非監督的労働者の適当たり賃金から海外情報室において算出。

〈表2-6〉米国の適当たり労働時間/賃金などの推移

年	2001	2002	2003	2004
適当たり労働時間(民間非農業)	34.0	33.9	33.7	33.7
所定外労働時間(製造業)	4.0	4.2	4.2	4.6
適当たり賃金(民間非農業)	493.2	506.1	517.4	528.6

資料出所 連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ
(注) 民間非農業、生産・非監督的労働者に係るもの。

〈表2-7〉米国の労災死亡件数の推移

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	構成比
死亡災害件数	6,054	5,920	5,915	5,534	5,575	5,703	100.0%
民間計	5,488	5,347	5,281	4,978	5,043	5,177	90.8%
農林水産業	814	720	741	790	709	659	11.6%
鉱業	122	156	170	122	141	152	2.7%
建設業	1,191	1,155	1,226	1,125	1,131	1,224	21.5%
製造業	722	668	598	564	420	459	8.0%
運輸、電気・ガス・水道業	1,008	957	915	910	840	880	15.4%
卸売業	238	230	220	205	191	203	3.6%
小売業	513	594	538	488	344	372	6.5%
金融・保険・不動産業	107	79	86	88	97	91	1.6%
サービス業	736	769	772	682	1,096	1,078	18.9%
公務	566	573	634	556	532	526	9.2%

資料出所 連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ及び“Statistical Abstract of United States: 2004-2005”

(注) 2001年の数値からは、9月11日のテロ被害者部分を除いている。

〈表2-8〉米国の労働組合組織率

年	2003			2004		
	被用者数計	組合員数	組織率	被用者数計	組合員数	組織率
年齢計	122,358	15,776	12.9	123,554	15,472	12.5
男性	63,236	9,044	14.3	64,145	8,878	13.8
女性	59,122	6,732	11.4	59,408	6,593	11.1
白人	100,589	12,535	12.5	101,340	12,381	12.2
黒人	13,928	2,298	16.5	14,090	2,130	15.1
フルタイム労働者	100,302	14,263	14.2	101,224	14,209	13.9
パートタイム労働者	21,809	1,479	6.8	22,047	1,406	6.4
職種別・産業別						
管理・専門的	40,883	5,331	13.0	41,451	5,418	13.1
鉱業	504	46	9.1	496	57	11.4
建設業	7,126	1,139	16.0	7,550	1,110	14.7
製造業	16,130	2,173	13.5	15,754	2,036	12.9
卸売・小売業	18,343	1,130	6.2	18,754	1,028	5.5
運輸、電気・ガス・水道業	4,942	1,294	26.2	4,893	1,218	24.9
情報産業	3,297	448	13.6	3,058	433	14.2
金融・その他	8,360	176	2.1	8,490	171	2.0
専門的・事業所向けサービス	10,588	243	2.3	10,815	246	2.3
教育・健康産業	16,635	1,324	8.0	16,870	1,405	8.3
公務	19,710	7,324	37.2	19,970	7,267	36.4
連邦政府	3,247	1,004	30.9	3,298	985	29.9
州政府	5,636	1,706	30.3	5,712	1,751	30.7
地方政府	10,827	4,614	42.6	10,961	4,532	41.3

資料出所 連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ

〈表2-9〉米国の労働争議件数等の推移

(件、千人、千人日)			
年	争議件数	参加人員	労働損失日数
1980	187	795	20,844
1985	54	324	7,079
1990	44	185	5,926
1995	31	192	5,771
2000	39	394	20,419
2001	29	99	1,151
2002	19	46	660
2003	14	129	4,091
2004	11	171	3,344

資料出所 連邦労働省労働統計局[BLS]ホームページ

労働災害に関する最近の動向を見ると、2004年の死亡災害件数は前年より若干増加し5,703件となった(表2-7参照)。

労働組合の組織率を見ると、2004年は2003年に比して組合員数、組織率ともにそれぞれやや減少した(表2-8参照)。

労働争議(参加人数1,000人以上)の発生状況に関しては、2004年は2003年に比して参加人員は増加したものの争議件数・労働損失日数共に減少した(表2-9参照)。

3 労働施策の概要

(1) 雇用・失業対策

a 行政機関

(a) 連邦政府・州政府

アメリカにおける労働力の需給調整は基本的に州の責任とされており、連邦政府の主要な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援助である。

1933年制定のワグナー・ペイザー法(Wagner-Peyser Act)が、全国職業サービス制度を全米に設置することを規定している。なおワグナー・ペイザー法は、1998年労働力投資法(Workforce-Investment Act of 1998: WIA)によって修正されているが、現在も連邦労働省の雇用対策の主要根拠法となっている。

連邦政府では、労働省が雇用・失業対策行政を所掌している。労働省の雇用訓練局(Employment and Training Administration: ETA)が雇用及び職業訓練に係る政策・法令を所掌する。

州政府では、各州の労働担当省(名称はDepartment of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Securityなど)が雇用・失業対策行政を所掌している。

(b) 公共職業サービス機関

各州にある公共職業サービス機関は、各州が所掌・運営しており、その多くは、州にある各種職業訓練機関(公立(郡立、市町村立も含む各種学校、州立大学等)又は民間(トラック運転学校、コンピュータ学校、各種単科大学等)の訓練施設一般)、コミュニティ・カレッジ等と共同で運営されている。

名称は各州で異なっている(Employment Office、Employment Services Officeなど)が、雇用サービス事務所(Office of Employment Services)と総称される。職員の身分は、州職員であり、職員数は全国で約2万人(1999年)である。

公共職業サービス機関の業務は、州により異なるが、労働者に対しては職業紹介、職業訓練プログラムの紹介などを、事業主に対しては求職者紹介、労働市場情報の提供や失業保険業務等を行っている。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州の財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に基づき、各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助成金を支給している(連邦労働省の2005会計年度予算では、州職業サービス業務取扱事務費(Employment Service Grants to States)に約7億5,000万ドル計上している)。

b 労働力投資法とワンストップ(キャリア)センターの整備

クリントン大統領時代の1998年に制定された労働力投資法において、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを受けられる「ワンストップ(キャリア)センター」(One-Stop [Career] Center)を各州が整備することが規定された。これ以降、連邦の指導のもと各州でワンストップセンターの整備が進められ、現在、支所もあわせて全国で約3,500か所運営されている。

なお、各州で収集された職業紹介情報(求人・求職情報)は、連邦労働省・各州などが運営するインターネッ